

【要望の趣旨】

村井知事はじめ県当局におかれては、宮城県の早期復興と被災者の生活再建支援に、昼夜分かたずご尽力されておりますことに、心から感謝申し上げます。

昨年の東日本大震災から1年4ヶ月が経過しようとしている今、ようやく復興への槌音が聞こえるようになりました。しかし多くの被災者は仮設住宅に暮らす等、今も不自由な生活を送っておられ、一刻も早い本格的な生活の再建を望んでいます。また中小企業を初めとする県内の事業者は、先行き不透明な中努力されており、資金繰りや雇用確保といった支援について、強く求めているのが実態といえます。

公明党宮城県本部としては、これまで5度に渡って村井知事に対し、復旧・復興に関する様々な要望をして参りましたが、今も実現・導入されない案件も多く、また新たな支援のニーズも顕在化してきていることから、今回6度目となる要望書を提出することとなりました。

村井知事におかれては、我々公明党宮城県本部所属の全地方議員の声であり、就中被災者の切実な声であると受け止め、行政運営と復興施策に反映して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成24年7月6日
公明党宮城県本部
代表 石橋信勝

○集団移転に伴う土地の買い取り

国の防災集団移転促進事業において、被災の土地に抵当権が残っている場合、自治体は土地の買い取りが出来ない。被災者が残債を完済し抵当権を外すことは困難であるため、金融機関の協力が無いと再建に支障を来す事が考えられる。よって抵当権の移し替えや抹消に関する特段の措置を講じること。

○災害危険区域外の支援策

沿岸部において災害危険区域に隣接し、同程度の被災を受けた浸水地域の支援については、市町によっては独自策を講じているが、財政力や被害規模によって格差が生じ、集団移転対象者との支援にも格段の開きがある。よってこれらの地域住民が現地再建や移転する際に、市町の格差を是正し、再建と移転を支援する新たな施策を講じるよう、国に強く働きかけること。

○中小企業等グループ補助金について

今年度の第5次募集では、147グループから1,400億円を超える要望が為されたが、予算額との乖離が大きいため、現場のニーズには全く応えきれない状況である。国に対して6次の公募を早急に行うよう求めると共に、抜本的な予算の拡充を求めること。

○震災廃棄物処理について

膨大な量が発生した震災廃棄物は、被災地復興の足かせとなっており、早期に解消することが重要である。県は最大限出来る限りの県内処理を進めると共に、尚処理できない物について、広域処理を積極的に図り、一刻も早く廃棄物処理のメドをつけること。

○消費増税にかかる特例措置について

先に衆議院で可決した、税と社会保障一体改革関連法案に関して、条件が整えば2014年4月から消費税が8%に上がる予定であるが、被災地の復興は緒についたばかりであり、増税がもたらす負の影響が懸念される。よって県としては、被災地における特例的な措置について国と協議し、増税による極端な負担増と景気悪化を緩和する手だてを講じること。

○風評被害の対応について

福島第一原発事故に伴う風評被害が拡大し、県民はもとより県内の第一次産業、観光業界に与える影響は甚大である。県は放射性物質の検査データ等を広く公表し、不安の払拭に努めると共に、産業界、消費者団体等関係機関に対し、本県製品の安全性が認識されるよう取り組むこと。

○風評被害の損害賠償について

本県の風評被害は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の対象から除外されているため、被害の因果関係の立証を求められる等、極めて賠償請求が困難な事態となっている。国に対して指針への明示を強く求め、東京電力に対しては速やかな賠償に応じるよう働きかけること。

○プレハブ仮設の追い炊き機能に関して

先般国がプレハブ仮設住宅への、お風呂の追い炊き機能設置を認めたことは評価する。その上で冬の時期に設置工事が完了することが重要である。よって県において資材確保と事業者確保につとめ、全ての希望者に対し冬期前に設置が為されるよう、万全を期すこと。

○借り上げ住宅に関すること

所謂「みなし仮設」として扱われる賃貸借り上げ住宅では、一度居住すると他の借り上げ住宅に移動することが出来ず、様々な事情から移転を希望する被災者の要望に応えられない状況にある。県はプレハブ仮設では認める移動について、みなし仮設についても事情を勘案し認めること。

○仮設住宅の孤立防止について

党宮城県本部が行った訪問調査において、仮設住宅内での孤立の顕在化が浮き彫りになった。県として自治会の組織化支援をはじめ、社会福祉協議会や民間団体の協力の元、「見守り体制の強化」に取り組むこと。さらにはNPO等が行う支援について、継続的活動が見込めるように、補助・助成施策を一層強化すること。

○作業従事者の宿泊場所について

被災地に多数派遣されている作業員の宿泊施設について、既存のホテル・旅館等では全く不足状態である。現時点で仮設住宅の使用については制限があるが、今後被災者が公営住宅へ移転することなどを踏まえ、作業従事者の宿泊にも使用を認めるよう取り組むこと。

○登記費用の減免について

被災者が新たに土地・建物を所有する際、表示登記と保存登記が必要となり、15万円～20万円の経費がかかる。被災者の経済的窮状を考慮し、これらの登記料については減免措置が図られるよう検討すること。

○ドクターヘリ導入について

今年度中に全国で34の道府県で40機が運行する。今回の大震災で受けた援助を鑑みるとともに、今後の広域災害等に対処するため、本県での導入を早期に決定することを強く求める。

○学校における防災教育について

今年度から本県では、全公立学校に防災主任を配置した。今後は私立学校にも配置されるよう県が主導すると共に、国において防災主任を計画的に配置するよう、強く働きかけること。

○県立高での防災学科設置について（再掲）

今般の震災を踏まえて、防災・減災や地域コミュニティ、まちづくり等を包括的に学ぶ専門学科を設置し、防災教育を通じた人材の育成を図るべく、公立高校に防災学科の設置を検討すること。

○事業復興型雇用創出事業の拡充

同事業は昨年の11月21日以降に雇用された場合適用されるが、それまでの間に経営努力等によって雇い入れた者が対象にならない。よって震災発生直後に遡及して認められるよう、国に働きかけること。

○災害公営住宅の早期完成（再掲）

県が12,000戸余りと試算している災害公営住宅について、建設場所、家賃低減対策、募集要項を速やかに策定し、早期に被災者の居住が開始されるよう取り組むこと。

○医療費、介護費用の一部負担免除延長について

9月30日まで延長されている、医療費と介護サービスの負担、介護保険料免除については、震災から治療行為が継続しているケースや、住居を失った事で親族の介護サービスが増加している被災者が多数に及ぶことを踏まえ、今年度末までの延長を実施すること。

○適正な労務単価の設定について

復興需要が増すにつれて、資材の高騰や人件費の増大などが顕著になっている。特に設計労務単価と現場の実勢価格には大きな乖離があり、労働力の確保に支障が出ている。よって国と連動して、適正な設計労務単価に改訂されるよう取り組むこと。

○二重ローン問題について

産業復興機構及び(株)再生支援機構が行う二重債務対策について、債権の買い取り実績が伸び悩んでいる。県として事業者、農林水産業者への周知を強化すると共に、両機構の効果的事業に関して実態調査に努めること。

○草地の除染対策について

牧草地の除線対策として、プラウ耕及びロータリー耕による対応が示されているが、プラウ耕の機械を持たない農家では、複数回にわたってロータリーを実施している実態もある。また、石が作業の妨げになるケースも目立っている。よって農協や農業公社の機械供与と人的支援を的確に行い、農家の負担軽減に努める事。

○電力需給見通しにおける節電対策について

今夏の電力見通しについては、8月のピーク時において予備率3、8パーセントという数値が示されているが、これは事業所、家庭において50万KWの節電を行うことを前提としている。したがって県は率先して節電に取り組むとともに、市町村及び関係機関と連携し、一層の節電対策を図り計画停電回避の努力を行うこと。

○再生エネルギー導入の促進について

福島第1原発の事故に鑑み、再生可能エネルギーの普及と活用が強く望まれている。県が今般策定した導入推進指針を着実に実行し、原発に依存しない供給体制の構築に全力を挙げること。

○除染実施計画について

汚染状況調査重点地域において年度内に除染が実施されるが、実施後の汚染土壌等の保管・管理場所が未定となっている。県は国に対し早期に保管方法、場所、処分策を取りまとめるよう求め、当該地域住民の不安解消を図ること。

○防災会議への女性委員登用について

今般の震災における避難生活を通じ、女性の役割の重要性と女性ならではの視点の大切さが浮き彫りとなった。よって宮城県防災会議への女性委員登用を進め、市町村への登用についても主導すること。

○福祉避難所の増設について

この震災を通じて、福祉避難所の不足が指摘されていることを踏まえ、地域の福祉施設や特別支援学校が福祉避難所として機能するよう整備し、福祉避難所のあり方について抜本的に見直しを図ること。

○津波サイレンの導入について

民間ヘリコプター等が法令に定められたサイレンで広報することについて、県は国と協議を行い、これら民間事業者と津波サイレンの広報に関する災害協定を締結すること。

○宮城型ストックマネジメントの推進に関すること

震災により策定予定が伸びている、宮城型ストックマネジメントの既存計画に関し、早期の調査開始と計画見直しを行うこと。

○河川堤防の早期工事について

震災による津波の被害や、その後の台風や集中豪雨の影響から、県内の河川堤防決壊や漏水が散見される。直近では村田町内の一級河川新川での堤防決壊及び越水で、甚大な被害が起きている。県は今後の台風シーズンを前に、重要な水防箇所や被害箇所を早急に工事し、流域住民の安全対策に取り組むこと。

○住宅応急修理制度の拡充

多くの住家が全・半壊となり，住宅の修繕・改築を余儀なくされた世帯が多いが，住宅応急修理制度の申請がすでに締め切られ，罹災の判定が遅れた被災者からは，申請期間延長を望む声が強い。県として受付相談窓口を開設して対応すると共に，国と協議して制度の期間延長を検討すること。

○アスベスト対策について（再掲）

被災した工場や店舗などの建築物の殆どに，アスベストが含有しており，飛散を抑えなければ中皮腫などの深刻な健康被害が蔓延する恐れがある。よって1次仮置き場や2次仮置き場でがれきの山を崩す際に，飛散防止剤の散布など適切な処置を講じること。